

建設工事等の競争入札における予定価格の事後公表の実施について

笠間市では、建設工事等の競争入札については予定価格を事前公表して入札を執行しておりますが、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」等による国からの要請に基づき、平成22年1月以降の建設工事等の競争入札の一部で予定価格の事後公表を実施することとしましたのでお知らせいたします。

《実施時期》

平成22年1月以降の公告等案件から適用します。

対象案件については、予定価格が「非公表」であることを公告文等に明示します。

《入札方法》

指名競争入札の場合の入札回数は、2回とします。ただし、予定価格に達しない場合は随意契約に切り替え、最低入札者から、3回を限度として見積りを徴します。

一般競争入札の場合の入札回数は2回とし、予定価格に達しない場合は、入札を中止します。入札に際し、第1回目の入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書(様式は自由)の提出を求めるものとします。

《予定価格の公表時期》

予定価格については、落札決定後に契約検査室及びホームページで公表します。